

令和6年度旭川市農業委員会7回総会議事録

- 1 開催日 令和6年10月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時45分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 25名

1番・橋本 幸博	2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人
6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二	8番・川上 和幸	9番・小出 範之
10番・中島 張	11番・湯浅 光二	12番・楠 栄	13番・請川 幹恭
14番・石尾 卓也	15番・只石 博幸	16番・柿木 和恵	17番・廣田 健太郎
18番・廣瀬 康行	20番・山中 泰典	21番・千代 圭	22番・佐藤 博則
23番・鈴木 剛	24番・高橋 一政	25番・前田 靖雄	26番・山田 孝
27番・滝川 岳雪			
- 5 欠席委員 5番・市田 敏行 19番・小竹 一茂
- 6 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹
稲場主査 渡辺主査 遠藤主任
川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 10番・中島 張 11番・湯浅 光二
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について（審議）
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
 - (7) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (8) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第5号 現地目証明願について（専決）

○議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第7回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は25名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、5番市田委員、19番小竹委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号10番中島委員、11番湯浅委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が5件です。
地区の内訳ですが、東鷹栖地区が1件、江神地区が2件、西神楽地区が1件、東旭川地区が1件となっております。
番号1番、4番及び5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号2番及び3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (川原主任) 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは3ページないし7ページでございます。
所有権移転の3件は西神楽地区2件、東旭川地区1件、利用権設定の7件は東鷹栖地区1件、西神楽地区5件、東旭川地区1件、合計10件となっております。
面積は所有権移転が16.7ha、利用権設定が9.9ha、合計26.6haでございます。
以上でございます。

○議 長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
所有権移転の番号2番につきましては、私に関係がありますので、一時退席いたします。
その間の議事進行につきましては、滝川職務代理者をお願いいたします。

○委 員 (山田 孝) (山田会長 退席)

○副議長 (滝川 岳雪) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局 (川原主任) 事務局。
議案書の4ページ、所有権移転の番号2番は農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による売渡しでございます。
以上でございます。

○副議長 (滝川 岳雪) それでは、利用権設定の番号2番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○副議長（滝川 岳雪） それでは、利用権設定の番号２番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（山田 孝） （山田会長 着席）

○副議長（滝川 岳雪） 山田会長が関係する案件について、決定をいたしました。
それでは、議事進行を再び山田会長にお願いいたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
所有権移転の３件のうち、議事参与制限の１件を除いた２件は全件が農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による売渡し、利用権設定の７件は、期間満了による再設定が６件、借主変更が１件となっております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号１番及び３番、利用権設定の番号１番ないし７番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号１番及び３番、利用権設定の番号１番ないし７番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第３議案第３号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第３議案第３号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは９ページないし１４ページ、補足資料の該当ページは６ページないし３４ページでございます。
市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第３条の２の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものでございます。
それでは議案の説明に入らせていただきます。
農用地利用計画につきまして７件の変更案となっております。

番号1番, 3番, 4番につきましては, 今後, 農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから, 農用地区域への編入となる案件でございます。

番号2番につきましては, 道営農地整備事業経営体育成型による区画整理を行う計画であるため, 農用地区域への編入となる案件でございます。

番号5番につきましては, 国営かんがい排水事業によるダム及び用水路の更新整備を行う計画であるため, 農用地区域への編入または用途区分の変更となる案件でございます。

番号6番及び7番につきましては, 経済事情の変動その他情勢の推移, 今回の案件については, 山林原野化している土地を除外するものであります。

なお, 議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり, 農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは, 議案第3号について審議願います。
御意見, 御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは議案第3号について「異議なし」と認め, 計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議長(山田 孝) 続きまして, 日程第4議案第4号「現地目証明願について(審議)」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(遠藤主任) 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について(審議)」を御説明いたします。
議案書の該当ページは15ページないし17ページでございます。
江神地区で3件, 東旭川地区で4件, 合計で7件の願出がありました。
番号1番ないし6番の現況は, 願出のとおり農採地以外であり, 番号7番の現況は願出のとおり農地であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは, 議案第4号について審議願います。
御意見, 御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは19ページないし25ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に10件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区2件、永山地区2件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区4件となっております。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは27ページでございます。
本件は、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、所有権移転による住宅建築が2件、駐車場造成が1件ございました。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは29ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に5件の法人から報告書の提出がありました。
これらの法人につきまして、補足資料35ページないし39ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認し、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第8報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第8報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは31ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、西神楽地区で1件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。
日程第9報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは33ページないし35ページでございます。
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が10件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

中島 張

署名委員

湯浅 光二